

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日が休日には、それと同様)

## 目次

### ◇告示 字の区域の変更及び廃止

林業種苗法による生産事業者の登録証の変更

土地改良区の設立の認可

土地改良事業計画の適否の決定 (二件)

土地改良事業の認可 (三件)

土地改良法による換地処分

国有財産の用途廃止

土地改良区の認可

土地地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (二件)

都市計画の変更に係る案の総覽 (三件)

◇選管告示 個人演説会を開催することができる施設の指定

## 告示

鳥取県告示第五百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中山庄田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

る区域を変更す る字の名称	同上の区域（昭和四十七年五月一日現在の地番による。）
松河原字庄田	松河原字庄田のうち一二九一の三、一二九三の二、一

る区域を変更す る字の名称	同上の区域（昭和四十七年五月一日現在の地番による。）
松河原字太田	二九四の二以外の区域

る区域を変更す る字の名称	同上の区域（昭和四十七年五月一日現在の地番による。）
松河原字下札	松河原字太田のうち一三一〇の一部及び一三二一以外の区域並びに松河原字下札一三二六の八の一部及びこれと一体をなす国有地

る区域を変更す る字の名称	同上の区域（昭和四十七年五月一日現在の地番による。）
松河原字庄坂ノ前	松河原字太田一三一〇の一部及び一三二一並びに松河原字下札のうち一三二六の八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

る区域を変更す る字の名称	同上の区域（昭和四十七年五月一日現在の地番による。）
下市字上大沢七二七の一部、七二七の一の一部、七二七の二、七二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに松河原字庄坂ノ前のうち一三二八の一、一三二八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二五の三	下市字上大沢七二七の一部、七二七の一の一部、七二七の二、七二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに松河原字庄坂ノ前のうち一三二八の一、一三二八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二五の三

松河原字東庄田	及び一三二七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
松河原字東庄田	松河原字東庄田のうち一三六六以外の区域
松河原字荒神ノ前	松河原字東庄田一三六六、松河原字荒神ノ前の全域及び松河原字庄田谷東平一四三三の四
松河原字瀧ヶ下	松河原字庄田一二九一の三、一二九三の二、一二九四の二並びに松河原字瀧ヶ下一三九四から一三九七まで、一三九九の一部及びこれらと一体をなす国有地
松河原字庄田谷	松河原字瀧ヶ下一三九八、一三九九の一部、一四〇〇から一四〇五まで及びこれらと一体をなす国有地、松河原字上スガマの全域並びに松河原字庄田谷の全域
松河原字庄田谷東平	松河原字庄田谷東平のうち一四三三の四以外の区域
下市字上大沢	下市字上大沢のうち七二七の一部、七二七の一の一部、七二七の二、七二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下市字梅ノ木谷平八四五の五三並びに松河原字庄田坂ノ前一三二八の一、一三二八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二五の三及び一三二七の二と一体をなす国有地の一部
下市字梅ノ木谷平	下市字梅ノ木谷平のうち八四五の五三以外の区域
廢止する字の名称	松河原字上スガマ

### 鳥取県告示第五百九十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定に基づき、鳥取県中部森林組合から生産事業者の登録証の記載事項に次のとおり変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更前	生産事業者の住所	事業所の所在地
倉吉市山根五四五	倉吉市越殿町一四〇九	倉吉市山根

### 鳥取県告示第六百号

東伯郡東伯町大字中尾一六六番地前田正二ほか十九人の者から設立認可申請のあつた東伯町土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月七日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第六百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定

に基づき、昭和五十年二月一日付けで米子市別所九九六番地の一杉村幹夫

ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（別所地区農林漁業

用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、

同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良（弓ヶ浜地区基幹農道舗装）事業計画書の写し  
昭和五十年七月十二日から二十日間とする。

二 縦覧に供する期間  
昭和五十年七月十二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所  
米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第六百三号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（峰寺地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十年二月四日付けで米子市河崎一、一七六番地磯井隆良

ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（弓ヶ浜地区基幹農道舗装）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規

#### 鳥取県告示第六百四号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（野町地区農道整備）事業は、土

定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第六百五号

八東町から申請のあつた町営土地改良（南地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第六百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町から同町が行う土地改良事業に係る中山町庄田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市湯所町一丁目七一七番地先から同市湯所町一丁目七一八番地先まで  
三三・三〇  
水路敷

場	所	(面 方 メ ート ル)	積 用 途
鳥取市湯所町一丁目七一七番地先から同市湯所町一丁目七一八番地先まで	三三・三〇		水路敷

### 鳥取県告示第六百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、新・雲山土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 施行者の住所及び名称

鳥取市新三八番地	岩井邦男
鳥取市雲山一〇四番地	宇山巖
鳥取市新三七番地	小倉益雄
鳥取市新七二番地二	尾崎忠實
鳥取市雲山一〇六番地	栗岡正義
栗岡多喜治	

鳥取市雲山一〇五番地 小山卓登  
 鳥取市新四一一番地 中島安一  
 鳥取市新三九番地 西川洋  
 鳥取市新五〇番地二 吉田幸利  
 鳥取市新四〇番地 福嶋泰  
 鳥取市雲山七二番地一 鳥取市雲山七二番地 松下陽吉  
 鳥取市雲山一〇七番地 村山寅治  
 広島市皆実町二丁目四四六番地 村山きぬ  
 广島市皆実町二丁目四四六番地 村山登

二 事業施行期間  
 昭和五十年七月十一日から昭和五十二年三月三十一日まで  
 三 施行地区  
 鳥取市新字新村、字大樋井及び字上大樋井の各一部並びに雲山字大道  
 ノ下及び字背戸田の各一部

四 土地区画整理事業の名称  
 新・雲山土地区画整理事業  
 五 事務所の所在地  
 鳥取市新三八番地 岩井邦男  
 六 施行認可の年月日  
 昭和五十年七月八日  
 七 事業年度  
 八 公告の方法  
 鳥取市新三八番地岩井邦男掲示板及び鳥取市面影公民館前に掲示する。

## 鳥取県告示第六百九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第十条第一項の規定に基づき、新井土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

## 一 施行者の住所及び名称

岩美郡岩美町浦富一〇三三番地二 岩美町農業協同組合

岩美郡岩美町新井一〇三番地 稲田ちゑ子

岩美郡岩美町新井一四五番地三 尾崎一夫

岩美郡岩美町新井一七五番地 渡辺国義

岩美郡岩美町新井二六〇番地 村上敏三

岩美郡岩美町新井二六四番地 河崎成吉

岩美郡岩美町新井二七四番地 小山政雄

岩美郡岩美町新井二五八番地 早瀬秀雄

岩美郡岩美町岩常二七三番地 宮本亀男

岩美郡岩美町新井一八二番地三 横山実造

岩美郡岩美町新井二三一番地三 河崎文男

岩美郡岩美町新井二六〇番地 村上愛子

二 事業施行期間  
 昭和四十八年十二月二十五日から昭和五十年八月三十日まで

四 土地区画整理事業の名称 新井土地区画整理事業	岩美郡岩美町新井字肱曲、字下棚田及び字棚田の各一部
五 事務所の所在地 岩美郡岩美町浦富一〇三三番地一 岩美町農業協同組合	岩美郡岩美町浦富一〇三三番地一 岩美町農業協同組合
六 施行認可の年月日 昭和四十八年十二月十八日	昭和四十八年十二月十八日
七 変更認可の年月日 昭和五十一年七月七日	昭和五十一年七月七日
八 設立認可の年月日 昭和四十八年六月五日	昭和四十八年六月五日
九 変更認可の年月日 昭和五十一年七月八日	昭和五十一年七月八日
十 事務所の所在地 米子市中町二十番地 米子市役所建設部都市計画課内	米子市中町二十番地 米子市役所建設部都市計画課内

一 組合の名称 米子市御所原土地区画整理事業組合	鳥取県告示第六百十号
二 事業施行期間 昭和四十八年六月十二日から昭和五十年九月三十日まで	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。
三 施行地区 米子市福市字道端、字中尾谷、字二新庄、字御所原及び字東堀の各一部	昭和五十一年七月十一日 鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 都市計画を変更する土地の区域 第五・四・一号 美保公園 追加する部分 鳥取市吉成字内記田、字西ノ欠及び字逆川	昭和五十一年七月十一日 鳥取県知事 平 林 鴻 三
二 都市計画の案の縦覧場所 鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所	昭和五十一年七月十一日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 三 縦覧期間

昭和五十年七月十二日から昭和五十年七月二十五日まで

## 鳥取県告示第六百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域  
第三・三・一号 上灘中央公園  
追加する部分

倉吉市下田中字萬場、字上隈田、字東割田、字西割田及び字石ヶ坪

二 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二番地 倉吉市役所

三 縦覧期間

昭和五十年七月十二日から昭和五十年七月二十五日まで

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県告示第六百二十二号

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号に規

定する施設を次のとおり指定した旨溝口町選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年七月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

施設の名称 所 在 地

溝口町生活改善センター 日野郡溝口町二部一五六二ノ一